

年 月 日

様

大臣

適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）

あなたは、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」といいます。）に基づいて実施される適性評価の対象者となりました。重要経済安保情報保護活用法では、同法に定められた事項をあなたにお知らせし、あなたの同意が得られた場合に適性評価を実施することとされています。適性評価の実施に同意するか否かは、あなたが自由に決めることができます。このお知らせをよく読んで、適性評価の実施に同意するか否かを判断してください。なお、適性評価の実施に同意しない場合、その理由は問われません。

1 適性評価を実施する趣旨

- (1) 重要経済安保情報保護活用法は、重要経済基盤に関する情報であって安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的としており、我が国の安全保障に関し特に秘匿することが必要な情報について、重要経済安保情報として指定し、その漏えいを防止するため、これを取り扱う者を制限したり、これを漏えいした場合の罰則を規定したりしています。
- (2) 適性評価は、重要経済安保情報保護活用法第12条第1項各号に基づき、
 - ① 重要経済安保情報の取扱いの業務（以下「取扱業務」といいます。）を新たに行うことが見込まれることとなった者
 - ② 行政機関の保有する重要経済安保情報について、取扱業務を現に行う者であって、直近に実施された適性評価の結果が通知された日から10年（特定秘密の保護に関する法律における適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者にあつては、その適性評価の結果が通知された日から5年）を経過した後も、取扱業務を引き続き行うことが見込まれるもの
 - ③ 取扱業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であつて、引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるものに対して行うもので、取扱業務を行った場合に重要経済安保情報を漏らすおそれ

がないことについて評価を行います。

(3) 重要経済安保情報保護活用法では、適性評価の結果、取扱業務を行った場合に重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた人でなければ、取扱業務を行うことができないとされています。

(4) 取扱業務を行う者がその業務により知り得た重要経済安保情報を故意又は過失により漏らしたときは、重要経済安保情報保護活用法に基づき罰せられることがあります。

(5) あなたについて適性評価を行う者は、【〇〇大臣】となります。

【(6) 今般あなたが適性評価の対象者となったのは、重要経済安保情報保護活用法第12条第1項第3号に掲げるものに該当すると認められたためです。そのため、重要経済安保情報保護活用法第11条により、あなたは、取扱業務を行うことができません。ただし、あなたの同意があり、今後実施する適性評価において、取扱業務を行った場合に重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められたときは、再び、取扱業務を行うことができます。※該当する場合に追記】

※ 詳細は重要経済安保情報保護活用法第11条から第17条まで、第23条及び第27条を御覧ください。

2 適性評価で調査する事項

適性評価においては、重要経済安保情報保護活用法に定められた次に掲げる事項について調査します。

なお、以下に記載する事項に該当する事実があるからといって、重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められないと直ちに判断されるものではありません。

(1) 重要経済基盤毀損活動（注）との関係に関する事項

重要経済基盤毀損活動を行ったことがある、あるいは、支援したことがあるか、重要経済基盤毀損活動を行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在メンバーであるか、こうした団体を支援したことがある、あるいは、現在支援しているか、外国との関係を含め、こうした団体からの働き掛けを受けた場合に協力せざるを得ない関係になっていないかについて調査します。

なお、外国との関係があることをもって、重要経済基盤毀損活動との関係があると直ちに判断されるものではありません。

また、あなたの家族や同居人についても、その氏名、生年月日、国籍及び住所に限り調査します。このことを家族や同居人にお知らせいただいても差し支えありません。この調査は、あなたに対する外国の情報機関等からの働き掛けの有無を確認する上での参考とするためであり、これらの事項以外の事項について調査することはありません。

(2) 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

過去に罪を犯し、有罪の判決（執行猶予が付いているものも含みます。）を受

けたことがあるか、又は職業上の懲戒処分を受けたことがあるかについて調査します。

(3) 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

使用してはならないとされている記録媒体に情報を保存したり、必要な手続を経ずに文書を複製したり、職務に関連した事項をインターネット上のサイトに公表したりするなどして、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、職業上の懲戒処分や懲戒処分には至らない上司からの指導監督上の措置（訓告、厳重注意等）を受けたことがあるかについて調査します。

(4) 薬物の濫用及び影響に関する事項

所持や使用等が禁止されている薬物を所持したり使用したりしたことがあるかや、疾病の治療のための薬物を用量を著しく超えて服用したことがあるかについて調査します。

(5) 精神疾患に関する事項

アルコール依存症、統合失調症などの精神疾患により自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈しているかについて調査します。

なお、精神疾患に関し、治療やカウンセリングを受けたことがあるとの事実をもって、重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められないと直ちに判断されることはありません。必要な場合には、医療機関等に照会した上で、具体的な症状や治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、重要経済安保情報を漏らすおそれがないかどうか判断されます。

(6) 飲酒についての節度に関する事項

飲酒を原因として、けんかなどのトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたことがあるかについて調査します。

(7) 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、金銭債務の不履行があるか、自己の資力に照らし不相応な金銭消費があるかなど、経済的な状況について調査します。

(注) 「重要経済基盤毀損活動」とは、公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基盤に関して我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの（重要経済安保情報を標的としたいわゆるスパイ活動等）や、重要経済基盤に支障を生じさせるための活動であって、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人を当該主義主張に従わせ、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で行われるもの（重要経済基盤を標的とするいわゆるテロリズム）を指します。スパイ活動等において取得の対象となる情報としては、重要経

濟基盤に関し政府の保有する情報で我が国及び国民の安全を確保する観点から保護すべきものが想定される他、政府が関知するに至っている民間保有の機微な情報でその漏えいが我が国及び国民の安全の確保に支障を与えるおそれがあるもの（例えば、我が国における重要物資のサプライチェーン上の脆弱性に関する情報）も含まれ得ます。

3 調査の方法

- (1) 適性評価の実施に同意する場合には、「質問票（適性評価）」（当該質問票に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に必要事項を記載し、又は記録していただきます。この質問票を基に、2で列挙した事項について、【内閣総理大臣又は〇〇大臣】が調査します。調査においては、適性評価の調査の実施を担当する職員が、あなたやあなたの上司や同僚などの知人その他の関係者に対し、面接等により、質問票に記載し、又は記録された事項についての疑問点を確認等するため、あなたに関する質問を行うことがあります。
- (2) また、あなたに資料の提出を求めたり、公務所や公私の団体（例えば、医療機関、信用情報機関、あなたが過去に適性評価を受けた行政機関があります。）に照会して必要な事項（例えば、あなたの精神疾患の具体的症状や、借入れの状況、あなたが過去に受けた適性評価の結果があります。）の報告を求めたりすることがあります。その際、公務所や公私の団体に対し、調査を行うため必要な範囲内であなたに関する情報を回答してもらうことについて、あなたが同意していることを明らかにするため、あなたが提出した「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」の写しを提示又は交付することがあります。
- (3) なお、質問票への回答のほか、今回の調査において聞かれたことに対しては、あなたが確認できる限りの事実を具体的に、漏れなくかつ正確に答えてください。回答を求められた事項に関して回答を拒否したり、虚偽の回答をしたりするなど、調査に必要な協力をしなかった場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。

4 評価

上記の調査結果を基に、【〇〇大臣】は、あなたが取扱業務を行った場合に重要経済安保情報を漏らすおそれがないかどうか評価を行います。

評価は、個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に行うこととなります。

評価の結果、重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められなかった場合には、取扱業務を行うことはできません。

5 結果・理由の通知

評価結果は、あなたにお知らせします。

重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められなかった場合には、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内で、その理由もお知らせします。

ただし、あなたが希望しない場合は理由をお知らせしません。理由の通知を希望しない場合には、「適性評価の実施についての同意書」（当該同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に欄がありますので、必要事項を記載し、又は記録してください。

なお、理由の通知の希望の有無は、「適性評価の実施についての同意書」を提出した後でも変更できます。この場合には、あなたの氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに理由の通知についての希望の変更内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を適性評価の実施を担当する職員に提出してください。

【また、今回の適性評価に関してあなたを雇用する事業者【と派遣先の事業者※従業者が派遣労働者である場合に追記】に対しては、適性評価が実施された場合にはその結果が、あなたが同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかった場合やあなたが同意を取り下げたことにより適性評価の手続が中止された場合にはその旨が通知されます。ただし、事業者に対しては、重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められなかった場合の理由は通知されません（あなたには通知されます。）。また、調査によって判明した事柄も通知されません。※従業者の場合に追記】

6 重要経済安保情報の保護に関する誓約

適性評価の結果、取扱業務を行うこととなった場合は、重要経済安保情報の保護のための法令及び関係規程を遵守し、重要経済安保情報の保護に努め、これを漏らさないことについて誓約書を提出していただきます。

あなたが、重要経済安保情報の取扱業務により知得した重要経済安保情報を故意又は過失により漏らした場合には、重要経済安保情報保護活用法第 23 条により罰せられることがあります。

重要経済安保情報に係る文書の紛失や「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」第 4 章第 3 節 1 (1) に掲げる事情等、重要経済安保情報の漏えい又は漏えいのおそれがあると認められる事情が発生した場合には、速やかに当該重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者へ報告していただきます。

また、[あなたの上司等／あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者又はあなたの派遣先の事業者] が、あなたについて上記の事情があると認めた場合には、あなたが取り扱う重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者へその事情が報告されることとなります。

なお、あなたが取扱業務を行わないこととなった後に、【〇〇省】の職員又は【〇〇省】との契約に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情報を保有する適合事業者の従業者として、再び取扱業務を行うことが見込まれるこ

ととなった場合には、あなたについて、重要経済安保情報保護活用法第12条第1項に規定される引き続き取扱業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないか否かを判断する必要があるため、重要経済安保情報を取り扱う業務を行わなくなった日以降の上記に掲げる事項や職歴・学歴について、新たに取り扱い重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に報告していただきます。また、他の行政機関の長があなたについて今後実施する適性評価に重要経済安保情報保護活用法第12条第7項の規定が適用される場合についても、同様に、重要経済安保情報を取扱う業務を行わなくなった日以降の上記に掲げる事項や職歴・学歴について、新たに取り扱い重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に報告していただきます。

7 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の取扱い

適性評価の実施に当たって取得する個人情報（適性評価の結果や、あなたが適性評価の実施に同意しなかった場合におけるその事実を含みます。）を、適性評価を実施した【〇〇省】【やあなたを雇用等する事業者※従業者の場合に追記】が、法令に基づく場合を除き、重要経済安保情報の保護以外の目的のために、自ら利用したり、他の行政機関等に提供したりすることはありません。また、適性評価は、取扱業務を行った際に重要経済安保情報を漏らすおそれがないことについての評価であり、人事評価又はその他の能力の実証を行うものではなく、人事評価や人事考課、解雇、懲戒処分、不利益な配置の変更等のために適性評価の結果を用いることは重要経済安保情報保護活用法の規定により明確に禁じられています。

【ただし、適性評価を実施した結果、あなたが懲戒処分等の対象となる疑いが生じた場合は、この限りではありません。※行政機関の職員の場合に追記】

8 苦情等の申出

通知された適性評価の結果や調査方法など、あなたについて実施された適性評価について苦情がある場合は、【〇〇大臣】に対し、苦情の申出をすることができます。苦情受理窓口は、【〇〇省】です。この苦情を申し出たことにより、あなたが不利益な取扱いを受けることはありません。また、適性評価が実施された後に、適性評価に関連して不利益な取扱いを受けたなどの相談がある場合についても、【〇〇省】相談窓口申し出ることができます。相談については、【〇〇省】相談窓口だけでなく、内閣府相談窓口にも申し出ることができます。

<p><【〇〇省】苦情受理窓口> 省 局 課 住所 電話 電子メール</p>
--

<p><【〇〇省】相談窓口> 省 局 課 住所 電話 電子メール</p>
--

<p><内閣府相談窓口> 内閣府 局 課 住所 電話 電子メール</p>
--

※苦情受理窓口と相談窓口が同じ場合は、〈【〇〇省】苦情受理窓口・相談窓口〉とまとめて記載することも可能。

この告知書を読んだ上で、あなたを対象とした適性評価を実施することに同意する場合は「適性評価の実施についての同意書」と「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」を、同意しない場合は「適性評価の実施についての不同意書」（当該不同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「不同意書」という。）を提出してください。

上記の2つの同意書を提出した場合には、あなたを対象とする適性評価の手続が開始されることとなります。

なお、同意は、同意書を提出した後であっても、適性評価の結果が通知されるまでの間は、いつでも取り下げることができます。この場合には、下記の適性評価実施担当者に連絡の上、同意を取り下げること「適性評価の実施についての同意の取下書」（当該同意の取下書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）で通知していただきます。

不同意書を提出した場合など、あなたの同意が得られなかった場合には、適性評価を実施しません。また、同意を取り下げた場合には、適性評価の手続を中止します。（※）ただし、いずれの場合であっても、あなたは取扱業務に従事することができません。このため、あなたが現在配置されているポストにおいて取扱業務を行っていたり、取扱業務を行うことが予定されていたりする場合、取扱業務が予定されないポストにあなたが配置換となることなどもあり得ます（なお、あなたが適性評価の実施に同意しなかった事実や、同意を取り下げた事実を、重要経済安保情報の保護以外の目的で利用することは禁止されています。）。

【また、あなたが適性評価に同意しなかった場合、それにより適性評価が実施されなかった事実は、あなたを雇用する事業者【と、あなたの派遣先の事業者※従業者が派遣労働者である場合に追記】に対しても通知されます（あなたが同意を取り下げた場合にも通知されます。）。

適性評価の実施に同意する場合は、

- ・ 「適性評価の実施についての同意書」
- ・ 「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」

適性評価の実施に同意しない場合は、

- ・ 「適性評価の実施についての不同意書」

に必要な事項を記載又は記録の上、提出してください。

書面で提出する際は、封筒に入れて封をした上で、下記の適性評価実施担当者に提出してください。

（※）適性評価の実施に関する文書等について、行政機関から、重要経済安保情報保護活用法第13条第1項の規定による適性評価の結果を通知した日又は適性評価の手続を中止する旨通知した日のいずれかに属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年が経過するまでの期間は保存されます。なお、不同意又は同意の取下書の提出があった場合の適性評価の実施に関する文書等については、当該書面が提出された日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年が経過するまでの期間保存されます。

＜適性評価実施担当者＞
省 局 課
住所
電話
電子メール

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）（抄）

第11条 重要経済安保情報の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者が当該重要経済安保情報を提供し、若しくは保有させる行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第1項又は第15条第1項の規定による適性評価（第13条第1項（第15条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による評価対象者（次条第2項に規定する評価対象者をいう。同条第1項第1号イ及び第2号において同じ。）への通知があった日から10年を経過していないものに限る。）において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として次条第3項（第15条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による告知があった者（次項において「再評価対象者」という。）を除く。）でなければ行ってはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第1項又は第15条第1項の規定による適性評価を受けることを要しない。

一～七（略）

- 2 前項の規定にかかわらず、重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者が当該重要経済安保情報を提供し、若しくは保有させる行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が特定秘密保護法第12条第1項又は第15条第1項の規定により直近に実施したこれらの規定による適性評価（当該適性評価の後に当該行政機関の長又は警察本部長による次条第1項又は第15条第1項の規定による適性評価が実施された場合のものを除く。以下「特定秘密直近適性評価」という。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（再評価対象者及び特定秘密保護法第12条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として特定秘密保護法第12条第3項（特定秘密保護法第15条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による告知があった者を除く。）は、当該特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第13条第1項（特定秘密保護法第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から5年間に限り、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができる。
- 3 特定秘密保護法第16条第1項の規定にかかわらず、行政機関の長及び警察本部長は、重要経済安保情報の取扱いの業務を自ら行わせ、又は適合事業者が行わせるのに必要な限度において、同項に規定する適性評価の結果に係る情報を自ら利用し、又は提供することができるものとする。
- 4 特定秘密保護法第16条第2項の規定にかかわらず、特定秘密保護法第5条第4項に規定する適合事業者及び特定秘密保護法第16条第2項に規定する事業主は、重要経済安保情報の取扱いの業務を自ら行わせ、又は当該事業主に係る適合事業者が行わせるのに必要な限度において、特定秘密保護法第13条第2項又は第3項の規定により通知された内容（同条第2項に規定する結果に係るものに限る。）を自ら利用し、又は提供することができるものとする。

（行政機関の長による適性評価の実施）

第12条 行政機関の長は、次に掲げる者について、その者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

- 一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第10条第1項若しくは第2項の契約（同号において「契約」という。）に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情

報を保有する適合事業者の従業者として重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者であって、次に掲げるもの以外のもの

イ 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（第3号において「直近適性評価認定者」という。）のうち、当該適性評価に係る次条第1項の規定による評価対象者への通知があった日から10年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの

ロ 当該行政機関の長が実施した特定秘密直近適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（以下この項において「特定秘密直近適性評価認定者」という。）のうち、当該特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第13条第1項の規定による通知があった日から5年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの

二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情報を保有する適合事業者の従業者として重要経済安保情報の取扱いの業務を現に行う者であって、当該行政機関の長が直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による評価対象者への通知があった日から10年（特定秘密直近適性評価認定者である者にあつては、当該行政機関の長が実施した特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第13条第1項の規定による通知があった日から5年）を経過した日以後重要経済安保情報の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれるもの

三 直近適性評価認定者又は特定秘密直近適性評価認定者であつて、引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査（以下この条及び第16条第1項において「適性評価調査」という。）を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一 重要経済基盤毀損活動（重要経済基盤に関する公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の活動であつて、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基盤に関して我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの並びに重要経済基盤に支障を生じさせるための活動であつて、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人を当該主義主張に従わせ、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で行われるものをいう。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

四 薬物の濫用及び影響に関する事項

五 精神疾患に関する事項

六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。ただし、第7項の規定の適用を受けて実施する場合においては、当該告知をすることを要しない。

- 一 前項各号に掲げる事項について適性評価調査が行われる旨
 - 二 適性評価調査を行うため必要な範囲内において、第6項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
 - 三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨
- 4 行政機関の長は、適性評価を実施するときは、第7項の規定の適用を受けて実施される場合を除き、内閣総理大臣に対し、必要な資料を添えて、適性評価調査を行うよう求めるものとする。ただし、当該行政機関の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（当該適性評価が同項の規定の適用を受けて実施される場合を除く。）には、当該行政機関の長が、政令で定めるところにより、自ら適性評価調査を行うものとする。
 - 5 内閣総理大臣は、行政機関の長から前項の規定により適性評価調査を行うよう求められたときは、政令で定めるところにより、当該評価対象者について適性評価調査を行い、当該評価対象者が重要経済安保情報を漏らすおそれに関する意見（第7項において「調査意見」という。）を付して、当該適性評価調査の結果を当該行政機関の長に通知するものとする。
 - 6 適性評価調査を行う内閣総理大臣又は行政機関の長は、適性評価調査を行うため必要な範囲内において、その職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
 - 7 第2項の規定にかかわらず、評価対象者が、適性評価を実施する行政機関の長（以下この項において「実施行政機関の長」という。）以外の行政機関の長又は警察本部長が実施した適性評価（次条第1項（第15条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から10年を経過しておらず、かつ、第5項（第15条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣が当該適性評価に係る適性評価調査を行ったものに限り、当該適性評価の後に実施行政機関の長による適性評価が実施された場合のものを除く。）のうち直近のもの（以下この条において「直近他機関適性評価」という。）において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者である場合において、当該評価対象者について実施行政機関の長が実施する適性評価については、適性評価調査を行わず、直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果に基づき実施するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、実施行政機関の長の求めに応じ、直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果及びこれに付した調査意見を当該実施行政機関の長に通知するものとする。
 - 8 前項の規定の適用を受けて実施された適性評価を受けた評価対象者に対して行われた次条第1項の規定による通知は、前条第1項並びにこの条第1項第1号イ及び第2号の規定の適用については、直近他機関適性評価の結果について次条第1項（第15条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による評価対象者への通知が行われた日に行われたものとみなす。

（適性評価の結果等の通知）

- 第13条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果（当該適性評価が前条第7項の規定の適用を受けて実施された場合にあつては、その旨を含む。次項及び次条第1項において同じ。）を評価対象者及び内閣総理大臣に対し通知するものとする。
- 2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第3項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。

- 3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。第16条第2項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。
- 4 行政機関の長は、第1項の規定により評価対象者に対し重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を併せて通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

（行政機関の長に対する苦情の申出等）

第14条 評価対象者は、前条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。

- 2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。
- 3 評価対象者は、第1項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

（警察本部長による適性評価の実施等）

第15条 警察本部長は、次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。

- 一 当該都道府県警察の職員（警察本部長を除く。次号において同じ。）として重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者であって、次に掲げるもの以外のもの
 - イ 当該警察本部長が直近に実施した適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（第3号において「直近警察適性評価認定者」という。）のうち、当該適性評価に係る次項において読み替えて準用する第13条第1項の規定による評価対象者への通知があった日から10年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの
 - ロ 当該警察本部長が実施した特定秘密直近適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（以下この項において「特定秘密直近警察適性評価認定者」という。）のうち、当該特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第15条第2項において準用する特定秘密保護法第13条第1項の規定による通知があった日から5年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの
- 二 当該都道府県警察の職員として重要経済安保情報の取扱いの業務を現に行う者であって、当該警察本部長が直近に実施した適性評価に係る次項において読み替えて準用する第13条第1項の規定による評価対象者への通知があった日から10年（特定秘密直近警察適性評価認定者である者にあつては、当該警察本部長が実施した特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第15条第2項において準用する特定秘密保護法第13条第1項の規定による通知があった日から5年）を経過した日以後重要経済安保情報の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれるもの
- 三 直近警察適性評価認定者又は特定秘密直近警察適性評価認定者であつて、引き続き重要経

濟安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 前3条（第12条第1項並びに第13条第2項及び第3項を除く。）の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第12条第3項第3号中「第1項第3号」とあるのは「第15条第1項第3号」と、同条第4項中「内閣総理大臣」とあるのは「警察庁長官を通じて内閣総理大臣」と、「行政機関の業務」とあるのは「都道府県警察の業務」と、同条第5項中「結果を」とあるのは「結果を警察庁長官を通じて」と、同条第7項中「適性評価を実施する行政機関の長（以下この項において「実施行政機関の長」という。）以外の行政機関の長又は警察本部長」とあるのは「行政機関の長又は適性評価を実施する警察本部長（以下この項において「実施警察本部長」という。）以外の警察本部長」と、「実施行政機関の長による」とあるのは「実施警察本部長による」と、「実施行政機関の長が」とあるのは「実施警察本部長が」と、「実施行政機関の長の求め」とあるのは「実施警察本部長が警察庁長官を通じて行う求め」と、「当該実施行政機関の長」とあるのは「警察庁長官を通じて当該実施警察本部長」と、同条第8項中「この条第1項第1号イ」とあるのは「第15条第1項第1号イ」と、第13条第1項中「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、内閣総理大臣への通知は、警察庁長官を通じて行うものとする」と読み替えるものとする。

（適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限）

第16条 内閣総理大臣並びに行政機関の長及び警察本部長は、重要経済安保情報の保護以外の目的のために、評価対象者が第12条第3項（前条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなかったこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価又は適性評価調査の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価又は適性評価調査の実施によって当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号、同法第75条第2項に規定する人事院規則の定める事由、同法第78条各号、第79条各号若しくは第82条第1項各号、検察庁法（昭和22年法律第61号）第20条第1項各号、外務公務員法（昭和27年法律第41号）第7条第1項に規定する者、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号、第42条各号、第43条各号若しくは第46条第1項各号、同法第48条第1項に規定する場合若しくは同条第2項各号若しくは第3項各号若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号、第28条第1項各号若しくは第2項各号若しくは第29条第1項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事由のいずれかに該当する疑いが生じたとき及び特定秘密保護法第12条第4項に基づく照会に対して必要な事項を報告するときは、この限りでない。

2 第13条第2項又は第3項の規定による通知を受けた適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、重要経済安保情報の保護以外の目的のために、当該通知の内容を自ら利用し、又は提供してはならない。

（権限又は事務の委任）

第17条 内閣総理大臣又は行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務をその職員に委任することができる。

第23条 重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する者がその業務により知り得た重要経済安保情報を漏らしたときは、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。重要経済安保情報の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

2 第4条第5項、第8条、第9条、第10条第5項若しくは第6項又は第18条第4項の規定により提示され、又は提供された重要経済安保情報について、当該提示又は提供の目的である業務により当該重要経済安保情報を知り得た者がこれを漏らしたときは、3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第9条第1項第1号ロに規定する場合において提示された重要経済安保情報について、当該重要経済安保情報の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3 前2項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第1項の罪を犯した者は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

5 過失により第2項の罪を犯した者は、6月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

第27条 第23条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 (略)